

## 西宮市立中央病院防災対策委員会設置要綱

### (設置)

第1条 西宮市立中央病院(以下「病院」という。)に防災対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、西宮市内全域における地震、火事、台風、水害等の大災害時における負傷患者等の診療体制、院内対応等に関し必要な事項を協議する。

### (協議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 災害対策要領の作成および要領の推進に関する事項
- (2) その他院長が必要と認める事項

### (構成)

第4条 委員会は、院長、副院長、看護部長、副薬剤部長、事務局長、管理部長、病院改革担当部長、医療技術部長の職にある者をもって構成する。

2 委員会の委員長は院長を、副委員長は副院長をもってあてる。

### (運営)

第5条 委員長は、会務を掌どり委員会を代表する。

- 2 委員長は、会議を招集し議事をつかさどる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会の庶務は、総務課において処理する。

### (小委員会)

第6条 委員会の所管のもとに、協議事項の具体的事項について協議、検討するため、西宮市立中央病院防災対策委員会小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

- 2 小委員会は、別表の区分に従い、院長の任命する者をもって構成する。  
ただし、必要に応じて区分ごとの数を増減することができる。
- 3 小委員会には院長が任命するリ - ダ - 2名を置く。
- 4 小委員会の運営に関し、必要な資料等の作成はリ - ダ - の指示により関係部門が行う。
- 5 その他小委員会の運営について必要な事項はリ - ダ - が定める。
- 6 小委員会において協議、検討した結果については、すみやかに委員会に報告するものとする。

( 開 催 )

第 7 条 委員会が必要に応じて委員長が招集する。

2 小委員会は、必要に応じてリ - ダ - が招集する。

( 事務局 )

第 8 条 委員会および小委員会の事務局は総務課におく。

( その他 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から実施する。

付 則( 西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 2 5 条による改正付則 )

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から実施する。

付 則( 西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 2 6 条による改正付則 )

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。

別表

区 分	人 数
医 師	3 人
看 護 部	4 人
医 療 技 術 部	2 人
薬 剤 部	1 人
管 理 部 長	1 人
医 事 課	2 人
総 務 課	2 人